

第4章 市民とともに育む医療の推進

第4章 市民とともに育む医療の推進

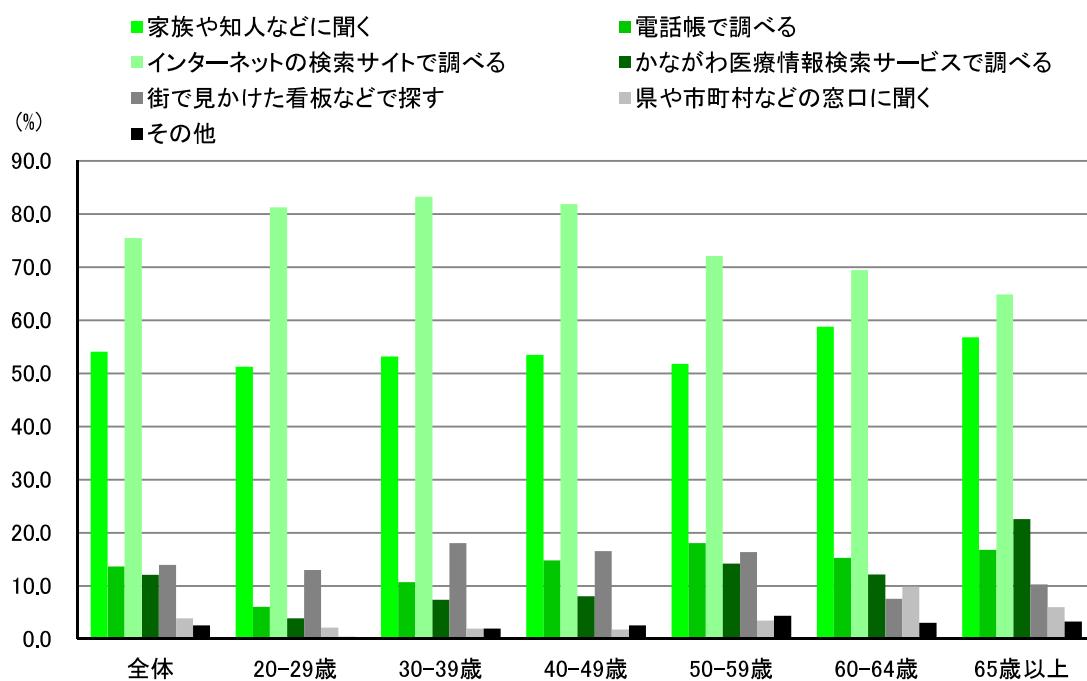
1 市民の視点に立った医療情報の提供

(1) インターネットを活用した医療情報の発信

【現状・課題】

- 市民にパソコンや携帯電話が広く普及するにつれて、情報取得媒体として、インターネットの利用が増加しています。医療情報の分野においても、市民が新たに診療所や病院にかかるとき、これを探す手段として、年代を問わずインターネットを利用する比率が高くなっています（図4-1）。

（図4-1）県民が新たに診療所や病院にかかる時、探す手段（複数回答可）



「神奈川県医療のグランドデザイン策定に向けた県民意識調査報告書」による。

- 本市では、平成15年3月1日から、市内の医療機関をインターネットにより検索するために「かわさきのお医者さん」を開設し、市民がパソコンや携帯電話などを用いて簡単に利用できるよう運用しています。「かわさきのお医者さん」では、体調を崩したときに「今診てもらえるお医者さんをさがす」機能のほか、地域のかかりつけ医師等を検索する機能などを持つ総合的なポータルサイトです。

URL (パソコン) <http://www.qq.city.kawasaki.jp/>

(携帯電話) <http://www.qq.city.kawasaki.jp/k/>

- また、川崎市地図情報システム「ガイドマップかわさき」では、医療機関のほか、市内の公共施設や民間施設のAEDの設置場所を掲載しています。
URL <http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>

【施策の方向】

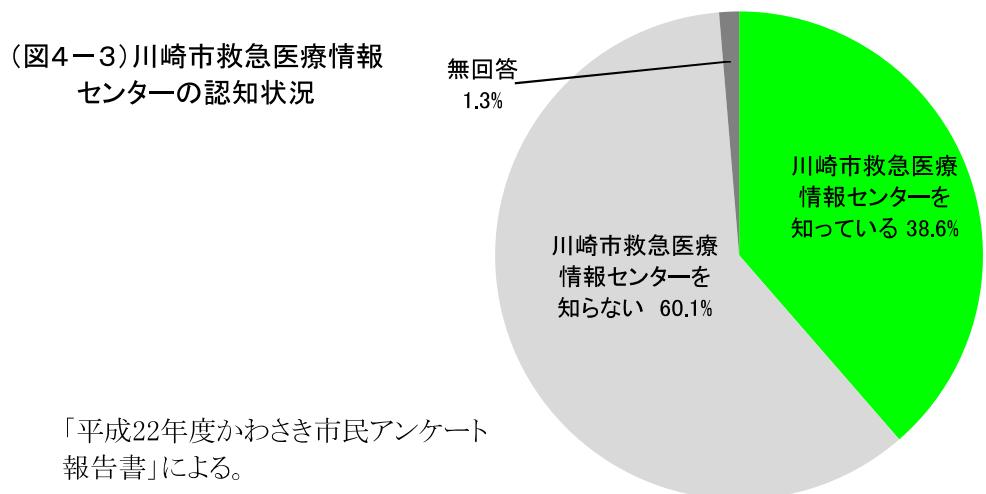
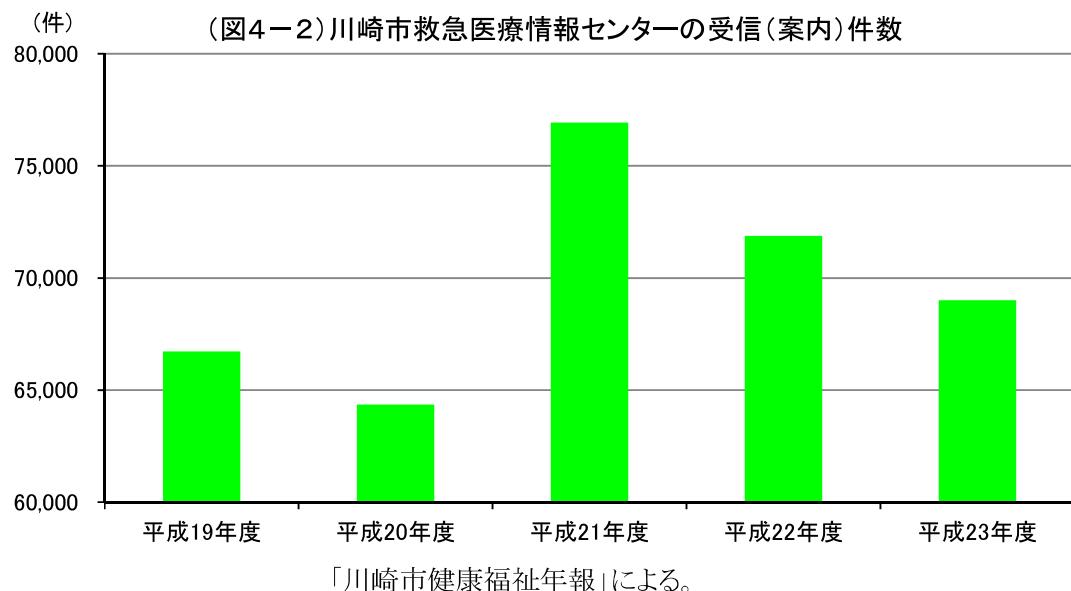
- 「かわさきのお医者さん」などについて、市民の利用のしやすさの視点を重視し、更新を行います。特に、高齢者や障がいを持つ市民のアクセシビリティーを重視します。
- 掲載される情報が常に最新で正確なものとなるよう、川崎市医師会などの医療関係団体を通じ、今後とも登録医療機関に対して更新を要請します。
- 関係局と協議し、「ガイドマップかわさき」のAED設置情報などの更新に努めます。

(2) 川崎市救急医療情報センター

【現状・課題】

- かかりつけ医師の休診時間などに、救急車を呼ぶほどではない急病やけがをした場合、市民から電話による問い合わせを受けて、オペレーターが24時間365日、これから利用できる医療機関（歯科を除く。）を案内しています。初期救急医療の支援事業で、川崎市医師会に運営を委託しています。
電話 044-222-1919
- また、パソコンなどによる「かわさきのお医者さん」を利用しにくい場合に対応するため、ファックスや音声案内による情報提供も行っています。
電話 044-222-3399
- 昭和57年8月29日に運用を開始してから、平成21年6月9日に受信件数が100万件を超えるました。
- 平成21年には、新型インフルエンザの流行に伴い、多くの市民からの問い合わせを受け、医療機関を案内していますが、市民の認知状況がまだ十分

ではありません（図4-2・4-3）。



- この事業の大きな特色は、単に医療機関を案内するだけではなく、患者受け入れに必要となる情報（住所・氏名・症状・経過・年齢・既往など）を的確に聴き取り、最寄りの医療機関を検索し、その医療機関に対して情報を正確に伝え、受け入れの了解を得てから案内する、という取り次ぎを行っていることです。
- このため、オペレーターは、市内の医療機関に関する幅広い知識と、業務に対する習熟を必要とします。

【施策の方向】

- 今後とも「かわさき生活ガイド」への掲載、区役所等におけるリーフレットの配布などによって、転入などで新たに市民となった方などに対して川崎市救急医療情報センターの活用について周知を図っていきます。
- 医療機関と患者をつなぐオペレーターの資質向上に向けて、今後とも定期的に研修を行います。

2 相談・情報発信拠点の整備

(1) 保健福祉センター

【現状・課題】

- 平成15年度には、保健・福祉に関する相談に一体的に対応できるよう、各区の福祉事務所と保健所を統合し、保健福祉センターを設置しました。
- 保健福祉センターは、地域保健対策の専門・技術的拠点であり、地域の健康課題に対応するため、その機能としての試験・検査、調査・研究、保健・医療・福祉資源の連携・調整、専門的人材の確保・資質の向上など、その機能の充実を図る必要があります。
- 大きな健康被害をもたらす感染症、食中毒や自然災害への対応など、地域における健康危機管理の拠点としての保健福祉センターの役割が増大しています。
- 各種の健康診査や健康相談等の保健事業を市民ニーズに合わせて提供し、市民の健康づくりを推進しています。
- 生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を構築するため、保健福祉センターが中心となった地域保健と職域保健の連携強化が重要です。
- 子ども、障害者、高齢者等の対象者種別にとらわれない生活支援・総合相談・権利擁護を担う拠点として、地域福祉を推進する必要があります。

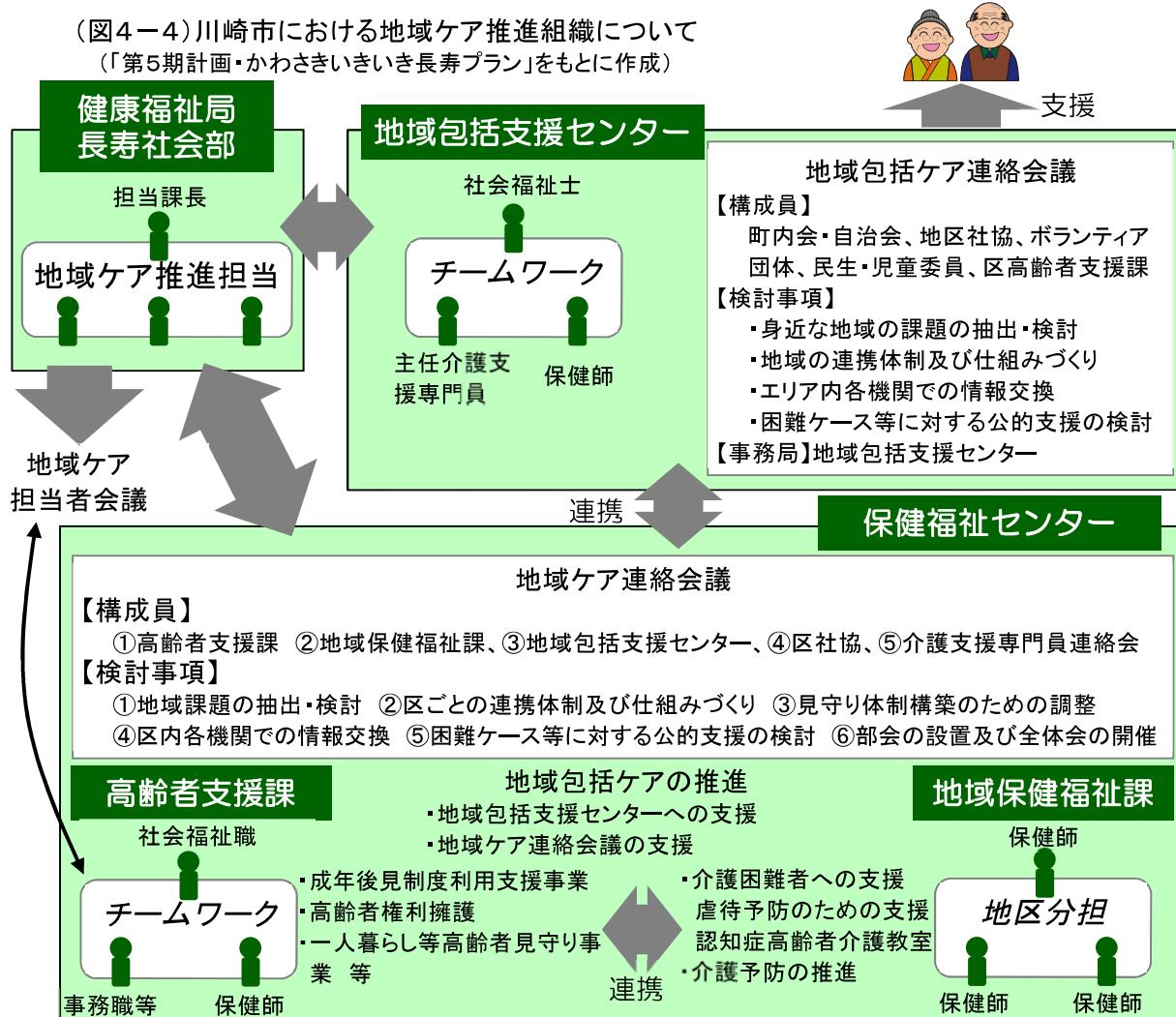
【施策の方向】

- 大きな健康被害をもたらす新型インフルエンザ・結核・エイズ等の感染症対策、難病対策、精神保健福祉対策、成人・高齢者・母子保健対策等の各種施策の専門的、技術的な業務の機能強化を図ります。
- 地域保健に携わる専門技術職員の資質向上を図るため、体系的・総合的な

人材育成を行います。

- 健康危機管理の拠点としての機能の充実強化を図り、健康危機事案発生時の現場等における調査・対応を迅速に行うよう努めます。
- 生活習慣病予防のため、特定健診・特定保健指導のほか、健康教育、健康相談等の健康増進事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要であり、地域保健と職域保健の連携による情報の共有や保健事業を共同で実施できるよう連携を強化します。
- 高齢者をはじめとした生活支援・総合相談・権利擁護を担う拠点として、地域包括ケアシステムづくりに向けた取組を推進します（46ページ）。
- 地域包括ケアシステムは、行政区の7か所を「日常生活圏域」とし、49か所の地域包括支援センターが設置されている概ね中学校区程度を「地域ケア圏域」として施策展開を図ります。
- 日常生活圏域では、保健福祉センターを中心に「地域ケア連絡会議」を設置し、地域ケア圏域では、地域包括支援センターを中心に「地域包括ケア連絡会議」を設置し、引き続き、地域の課題への取組や個別事例等の協議を通じて、協力体制を構築するとともに、地域における見守りネットワークづくりをめざします。
- 「かわさきいきいき長寿プラン」に基づき、「地域包括ケア連絡会議」、「地域ケア連絡会議」等を充実強化し、ケア体制の推進を図ります。
- 具体的には、「地域包括ケア連絡会議」においては、地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族が各種サービスを適切に利用し、地域の中で安心して暮らせるよう支援するために、地域での生活に困難が生じている高齢者等への公的支援の検討や、地域ネットワークの構築などの充実強化が図れるようにします。

○ さらに、「地域ケア連絡会議」においては、保健福祉センターを中心に、区における地域課題の抽出・検討や見守り体制構築のための調整等を図るとともに、特に支援に向けた対応が難しい高齢者等への公的支援の検討など「地域包括ケア連絡会議」へのバックアップ体制の強化や区内のネットワーク構築を図り、地域ケア体制を推進します(図4-4)。



(2) 健康安全研究所（衛生研究所）

【現状・課題】

○衛生研究所は、地域における保健衛生行政の科学的・技術的拠点として、保健福祉センターや医療機関等と連携して、公衆衛生に関する調査研究、試験検査、研修指導、情報の収集・解析・提供等を行っており、平成25年3月に、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区（130ページ）に

指定された殿町戦略拠点（K I N G S K Y F R O N T）に移転し、機能の高度化を図り、名称を健康安全研究所に変更しました。

- 健康安全研究所には、感染症や食品衛生などに係る情報を集積・解析し、市民や関係団体等に適切かつ迅速に提供していくとともに、健康づくり・疾病予防、治療、健康危機管理の各施策・取組を連動させる科学的・技術的な拠点としての役割が求められています。
- また、健康危機発生時には、専門的知見や高度検査機能を有する機関として、迅速かつ精確な原因物質の分析・特定を行い、健康福祉局、区の保健福祉センター等と協力・連携し、市民の生命の安全確保を図る必要があります。
- これらの機能を強化するためには、健康危機発生時の対応や、地域の健康課題を科学的な根拠に基づいて解決するために、保健福祉センター職員、その他地域の保健関係者等に対し専門的な研修を行う必要があります。

【施策の方向】

- 感染症・食中毒等の健康危機発生時において、保健福祉センター等と連携して迅速な原因物質の特定・分析を行うため、平常時から検査体制を整備し、感染症をはじめとする公衆衛生情報の収集、解析及びリスクの分析、評価を行い、地域の保健衛生行政を科学的、技術的側面から支え、市民生活の安全確保に努めます。
- 保健福祉センター等と連携して感染症発生動向調査事業を行い、感染症の発生状況を把握・分析し、行政機関や医療機関だけでなく、市民に対してもわかりやすい情報の提供に努め、感染症の発生及びまん延を防止します。
- 感染症情報センター機能を強化し、最新の情報を収集して専門的な立場から助言を行うことで、保健福祉センター等による積極的疫学調査を支援し、本市の感染症対策業務を推進します。

- 殿町地区内外の研究機関や市内の医療機関、関連企業等と連携し、ライフイノベーションを推進する先駆的・画期的研究を推進するとともに、試験検査技術の開発などにも参画して、健康危機管理対策への取組を強化します。
- 研究所に集積された多くのデータと専門技術を生かし、本市の地域保健に携わる職員等に対して、高度な専門的技術研修を実施するとともに、小中学生を対象とした体験学習や市民向けの啓発講座等を開催します。
- 殿町地区に移転予定の国立医薬品食品衛生研究所をはじめ、他の研究機関等との連携を強化し、これまで以上に共同研究を進めるとともに、講演会の共同開催等により、市民に身近な健康危機管理対策を総合的に進めます。

3 京浜臨海部におけるライフイノベーションの推進

(1) ライフイノベーションとは

- 本市にあっても、がんは過去5年間において、死亡数・死亡率とも第1位となっています（18ページ）。また、難治性の疾患についても、新薬の開発が望まれています（70ページ）。さらに、事故や病気によって失われた身体の一部の再生や、機能の回復を目的とした医療として再生医療が注目されますが、安全性の確保が重要な課題となっており、拒絶反応の研究を進める必要があります。
- 新薬等の製品化や新しい治療法の開発には、患者の同意を得て試験的に使用し、安全性と有効性を確かめる「治験」や「臨床研究」を行います。これには多くの人材や資源を必要とするため、学術研究機関や技術産業を集約することが必要となります。
- 「ライフイノベーション」は、これらを主な内容とする国的新成長戦略の一つで、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出し、健康長寿社会を実現するとともに、国際競争力強化による経済成長に貢献することをめざしています。
- 本市では、世界に先駆けて超高齢社会と直面する日本の課題解決を図り、その成功事例を世界に向けて発信し、国際的な貢献を果たすとともに、我が国の持続的な経済成長を牽引することを目的として、神奈川県・横浜市とともに京浜臨海部をライフイノベーション国際戦略総合特別区域（特区）として指定を申請し、平成23年12月22日に指定されました。
- 本市では、殿町地区が「殿町戦略拠点（KING SKYFRONT）」として、研究機関、医療・健康関連企業、医療機関などが連携する取組を進めています。

(2) 京浜臨海部とライフイノベーション

【現状・課題】

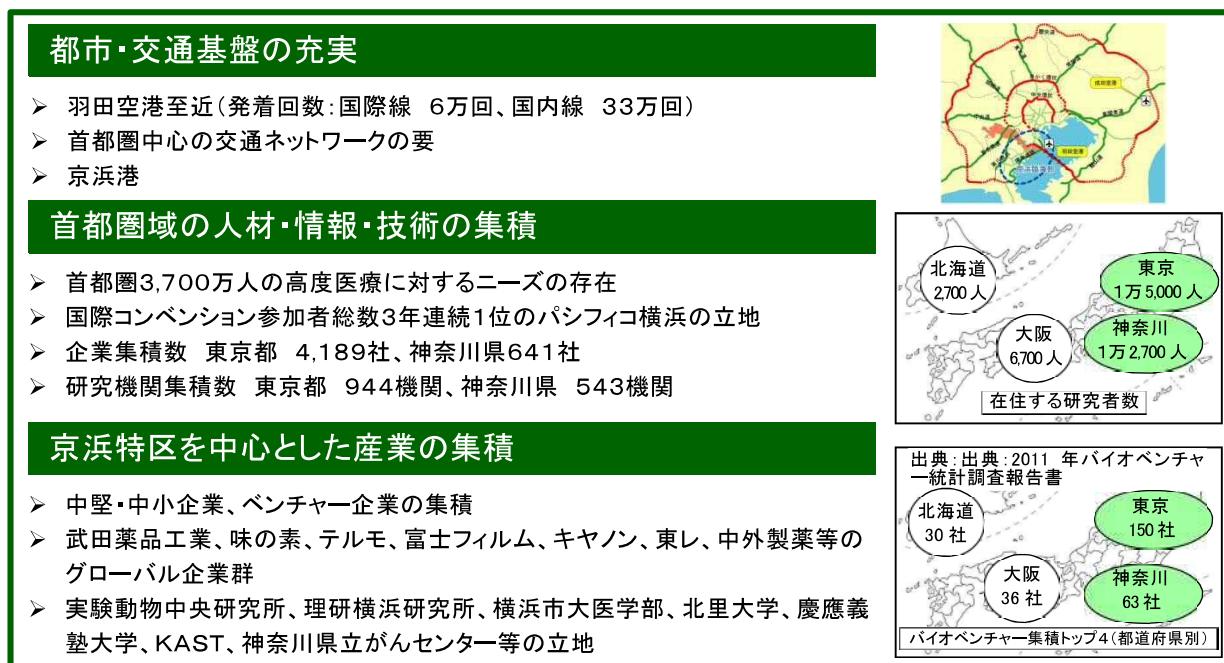
- 本市の位置する関東圏には、多くの産業分野が集積し、羽田空港や品川・新横浜（新幹線）を中心とするアクセスの良さから、ほぼ日本全域が日帰り圏内となっており、国外とのネットワークも構築されています（図4-5・4-6）。

(図4-5)京浜臨海部国際戦略総合特区 区域図



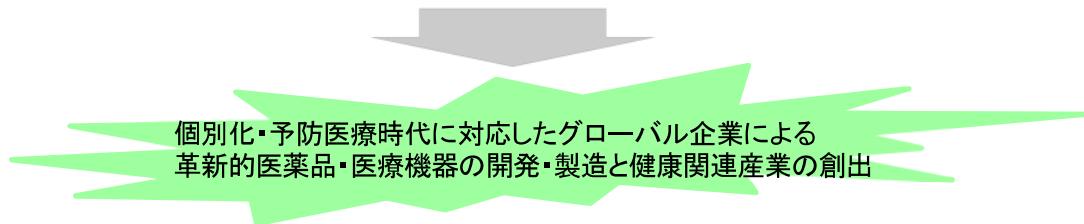
- その結果、企業間連携や学術研究機関との連携が進んでいるほか、多くの企業の本社が首都圏に所在しており、研究開発機能と事業部門が緊密に顔をあわせながら連携を図ることができます。
- さらに、京浜臨海部には、公益財団法人実験動物中央研究所、独立行政法人理化学研究所といった世界最高レベルの技術基盤や、実績を持つ研究機関、医療・健康関連企業、数多くの医療機関など、ライフノベーションの実現に向けた源泉が数多く集積しています。

(図4-6)産業・技術の集積と京浜臨海部の強みを活かしたライフイノベーションの推進



総合特区（※）の活用：特例処置・支援措置を活用し、ライフイノベーションを推進

※総合特区とは…「我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成について先駆的取組を行う実現可能性の高い区域」として国が指定



【施策の方向】

- 京浜臨海部では、この集積を活かし、特に「再生医療」、「がん・生活習慣病」、「公衆衛生・予防医学」の3分野について、重点的な取組が進められており、市内の医療機関も参加しています（図4-7・4-8）。
- この取組を推進し、革新的な医薬品や医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出により、世界に先駆けて超高齢社会と直面する我が国の課題解決を図り、世界に向けて発信することによって、国際的な貢献を果たすとともに、本市の地域医療の発展につなげます。

(図4-7)京浜臨海部国際戦略総合特区の概要



(図4-8)

重点3分野の主な取組

再生医療

- レギュラトリーサイエンスに基づく評価・解析手法の確立
- ヒトiPS細胞・ES細胞・体性幹細胞を活用した再生医療の実現
- ヒトiPS細胞・体性幹細胞を用いた医療産業の基盤構築

実施主体

慶應義塾大学、実験動物中央研究所、横浜市立大学など

がん・生活習慣病

- 診断支援事業とテラーメイド医療への展開
- 神奈川県立がんセンターを中心とした産学公連携によるがん臨床研究の推進

実施主体

実験動物中央研究所、東海大学、県立がんセンター、市立病院など

公衆衛生・予防医学

- 東西医療融合を見据えた新たな機能性食品の開発とそれに伴う機能性・安全性評価の確立
- 熱帯感染症国際共同研究
- 健康安全研究所

実施主体

実験動物中央研究所、シンガポール大学、ロックフェラー大学、健康安全研究所など

4 市民の支えあいと助けあいの推進

(1) 献血の推進

【現状・課題】

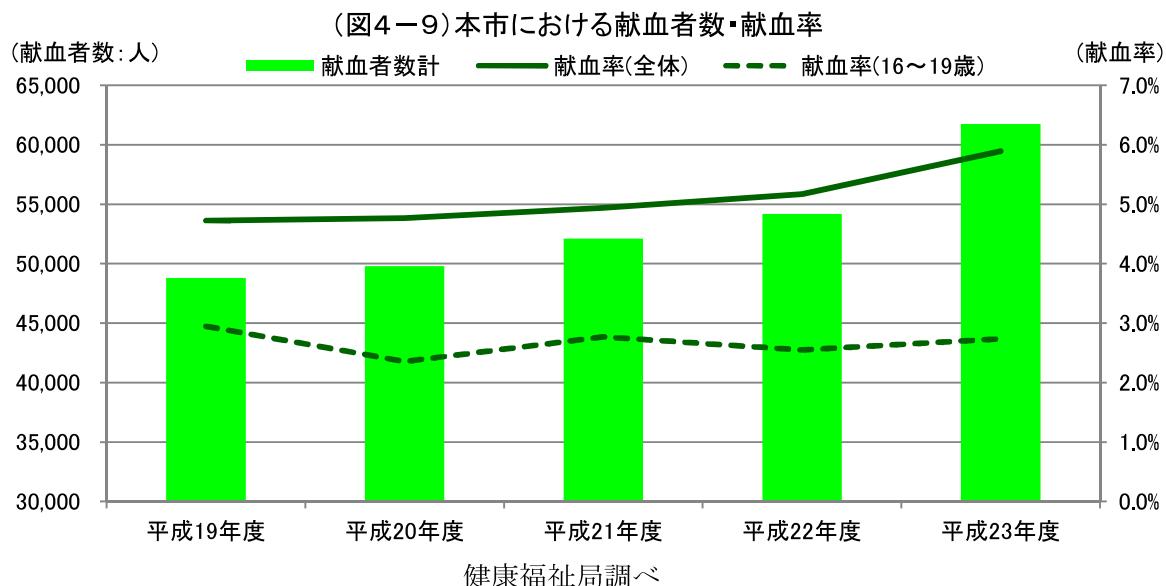
- 輸血用血液は、市民の医療にとって不可欠なものであり、年間を通して安定的な供給が求められていますが、少子高齢化の急速な進展に伴い、血液を必要とする高齢者が急増する一方で献血者の基盤をなす若年者層人口は相対的に減少し、さらに海外渡航歴のある方からの献血制限など安全対策が強化され、血液の安定確保が年々厳しい状況となっています。

① 将来的な不足

- 血液製剤の85%が50歳以上の方々に使用されているという調査結果から、少子高齢化で献血可能人口が減少し、血液製剤を必要とする50歳以上の方々が増えていき、現在の献血率のまま推移すると平成39年には101万人分の血液が足りなくなると推計されています。

② 若年者層の献血者数の低迷

- 献血ができる年齢は、16歳から69歳までです。本市においては、全体の献血者数と献血率（人口に占める献血者数の比率）は増加していますが、10代の献血率は伸びていません（図4-9）。



【施策の方向】

① 若年層への啓発の推進

- 若年層に訴求効果の高いJ1リーグサッカーチームと日本赤十字社とのコラボレーションによりイベントを開催するなど啓発に努めます。
- コンビニエンスストアなど若年層がよく立ち寄る場所に啓発ポスターの掲出を依頼するなど、効果的な広報に努めます。
- アゼリアビジョンなどの視聴覚媒体を利用し、献血思想の醸成に努めます。

② 地域における献血活動の推進

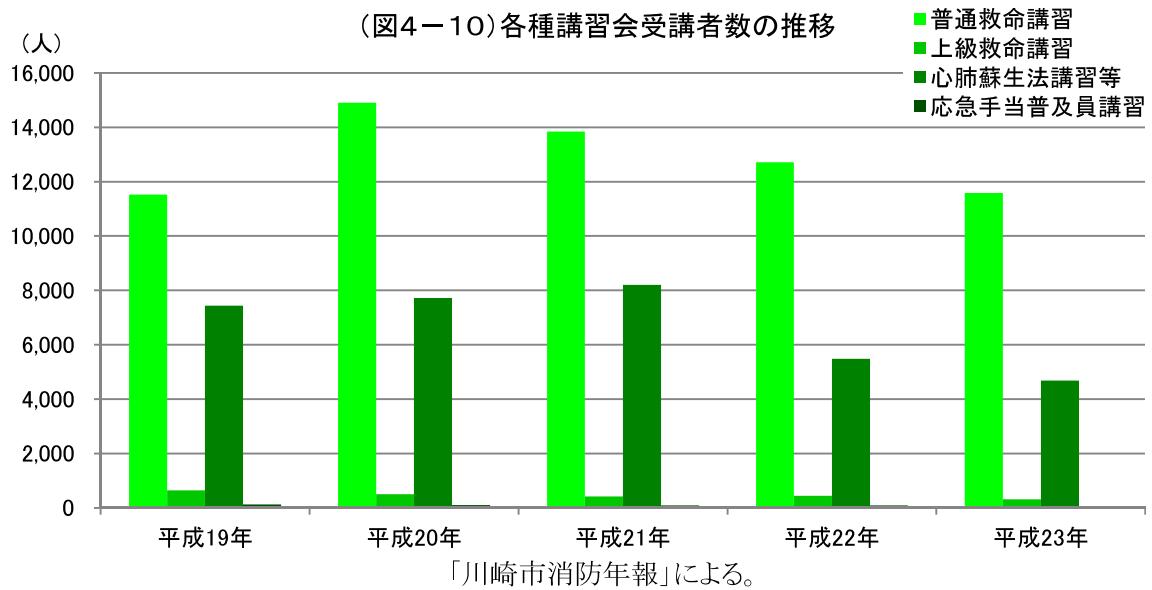
- はじめての献血へのハードルを下げるためにも地域における献血活動は重要なものとなっています。献血協力団体や献血活動を行う団体や献血場所を提供していただく団体及び個人を顕彰することで、献血意欲の向上を図り、もって継続的な献血の確保に努めます。
- これらの団体の活動を支援するとともに、各区内に設置した地区血液対策協議会において、献血に関する情報の提供や地域における課題について検討を進め、施策に反映させるよう努めます。

(2) 市民救命士の育成と応急手当の普及

【現状・課題】

① 応急手当普及啓発活動の状況

- 市民への応急手当普及啓発活動は、平成6年から普通救命講習（3時間）、上級救命講習（8時間）、心肺蘇生法講習（3時間未満）に分けて講習を行うようになり、平成12年には普通救命講習の指導者資格を取得できる応急手当普及員講習が加わり、同年9月からは講習の修了者に「市民救命士」の名称で修了証を発行して、川崎市民救急ボランティア等の応急手当普及員の協力を得て、年々「市民救命士」の数を増やしています（図4-10）。



- 救命効果の向上のため、一世帯一人「市民救命士」の養成を目標にして、年平均 17,000 人ペースで養成を行っており、受講者が約 30 万人を超えるまでになりました。
 - しかしながら、指導員の確保に苦慮することや一度受講すれば応急手当を覚えられるものではないことから、多くの市民がいざという時に応急手当ができるように、努めて 3 年毎に再度講習を受けていただくことが必要です。
- ② AED を使用した応急手当
- 心臓発作などによる心肺停止に対する救命処置としては、心肺蘇生法に併せて、AED の効果的な活用が有効と言われています（101 ページ）。
 - 平成 16 年 7 月から、一般市民（非医療従事者）でも AED が使用できるようになったことで、各種救命講習の中で、その使用方法を指導しています。
 - AED の設置に関しては、市街地以外は数が少なく、夜間や休日には対応ができない施設が多いなどの課題があります。

【施策の方向と内容】

- ① 救命講習会の開催と受講促進

- 講習指導者増員のために、応急手当普及員に加え、応急手当普及員を養成することができる応急手当指導員の養成を進めていきます。
 - 養成した普及員、指導員と連携した救命講習会の開催を充実させるとともに受講促進に取り組みます。
 - 新たに加わった「救命入門コース」という短時間講習の開催を促進させ、受講対象者を10歳以上からとし、低年齢から応急手当に対する意識付けをして反復受講の促進を図ります。
- ② AEDの活用の普及促進
- AEDの取り扱いを含めた救命講習を開催し、また、自主防災訓練、消防訓練及び各種イベント等をとおして、市民に対し、AEDの使用方法を含む心肺蘇生法の普及を図ります。

5 家庭における安全確保と医療への理解の推進

(1) 乳幼児の事故防止

【現状・課題】

① 乳幼児期の事故

- 県内では、過去5年間において、「不慮の事故」は0歳から4歳児までの死因の第5位以内となっています（図4-11）。

（図4-11）県内における0～4歳児の死因順位（順位中の数値は各死因の死亡数）

	総死亡数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
平成19年	294	先天奇形、 変形及び染色体異常	95	周産期に発生した病態	63	不慮の事故	20	乳幼児突然死症候群	18	悪性新生物	15
平成20年	271	先天奇形、 変形及び染色体異常	97	周産期に発生した病態	57	乳幼児突然死症候群	21	不慮の事故	18	心疾患 [高血圧性を除く]	10
平成21年	252	先天奇形、 変形及び染色体異常	75	周産期に発生した病態	47	乳幼児突然死症候群	22	心疾患[高血圧性を除く]	17	不慮の事故	15
平成22年	252	先天奇形、 変形及び染色体異常	86	周産期に発生した病態	54	乳幼児突然死症候群	21	不慮の事故	18	心疾患[高血圧性を除く]／肺炎	8
平成23年	267	先天奇形、 変形及び染色体異常	104	周産期に発生した病態	47	乳幼児突然死症候群	19	不慮の事故	18	肺炎	10

「神奈川県衛生統計年報」による。

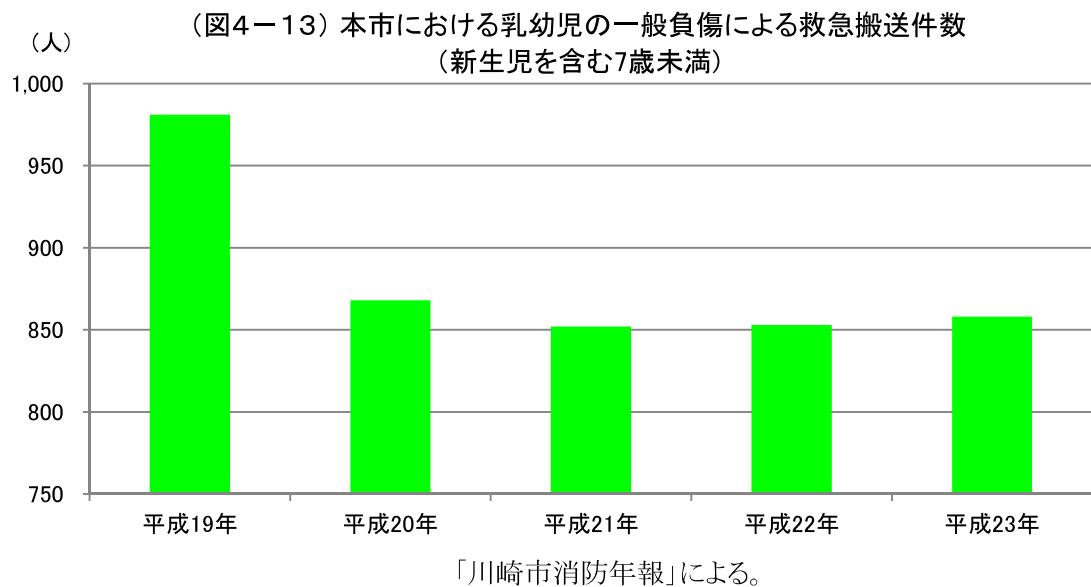
- また、本市においては、過去5年間を見ると、年間1人から6人の乳幼児が不慮の事故により亡くなっています（図4-12）。

（図4-12）本市における「不慮の事故」による0～4歳児の死亡原因（人）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
交通事故			1		
転倒・転落		1			1
不慮の溺死及び溺水			1	1	1
不慮の窒息	1		1	1	
煙、火及び火災への曝露				4	
その他の不慮の事故	1				

「川崎市健康福祉年報」による。

- 死亡にいたらなくとも、負傷などで救急搬送される乳幼児は多く、不慮の事故の防止は、子どもの生命や健康を守るための大きな課題です(図4-13)。



② 乳幼児の事故の傾向

- 乳幼児の事故の状況について、次のような特徴がみられることが指摘されています。
- ・ 事故は1歳児で最も多く救急搬送されている。
 - ・ 事故が発生する場所は、約70%程度が身近な住宅内で発生している。0歳～1歳では、住宅内がほとんどで、年齢が高くなるにつれて屋外での事故が増える。
 - ・ 事故を種類別に分類すると、「落ちる」事故と「ころぶ」事故が全体の半分以上で、次いで、「ものがつまる、ものが入る、誤って飲む」等の事故、「ぶつかる」事故となっている。

③ 乳幼児期の事故防止の重要性

- 乳幼児の死因では、「不慮の事故」は大きな割合を占めており、乳幼児の事故発生を未然に防ぐ対策の推進は、喫緊の課題となっています。
- 乳幼児の事故防止を推進するためには、保護者を含め、地域全体で取り組むことが重要です。

- 乳幼児の事故発生は小児の発達段階と密接な関係をもっており、予防には保護者が子どもの発達を正しく理解し、それぞれの時期に合った対応をすることが重要となります。近年は、子どもと接することなく親になる保護者が増えていることから、子どもの成長発達についての知識の普及を併せて行っていく必要があります。
- 現在、母子健康手帳に事故防止に関するページを設け、月齢・年齢別の起こりやすい事故の紹介、車や自転車に乗せる時の注意事項、食べ物がつまつたときの応急手当等の情報を掲載しています。
- 両親学級のプログラムの中で、事故防止を含めた乳幼児期の家庭環境の整備について学習する時間を設け、知識の普及を図っています。
- 平成23年度は、子育て支援対策臨時特例交付金を活用した単年度の取組として、地域の子育て支援者向けの子どもの事故防止に関する講座を市内3か所で開催しました。

【施策の方向】

- ① 乳幼児の事故防止に関する普及啓発
 - 乳幼児の事故の発生を予防・低減し、事故による死亡例の減少や傷害の軽減を図るため、子育て家庭への普及啓発の取組を推進します。
 - 妊娠期から乳幼児の事故防止に対する意識の向上を図るため、母子健康手帳や両親学級テキストの記載内容の充実に努めます。
 - 乳幼児健康診査事業や地域での育児に関する講話を実施する際等、様々な母子保健事業を通じ、子どもの成長発達段階に合わせた家庭における事故防止対策について、子育て家庭への普及啓発に努めます。
 - 乳幼児期の事故防止に関する研修の実施等により、母子保健事業に従事する職員の資質の向上に努めます。

② 子どもの成長を見守る安心・安全な環境・地域づくりの推進

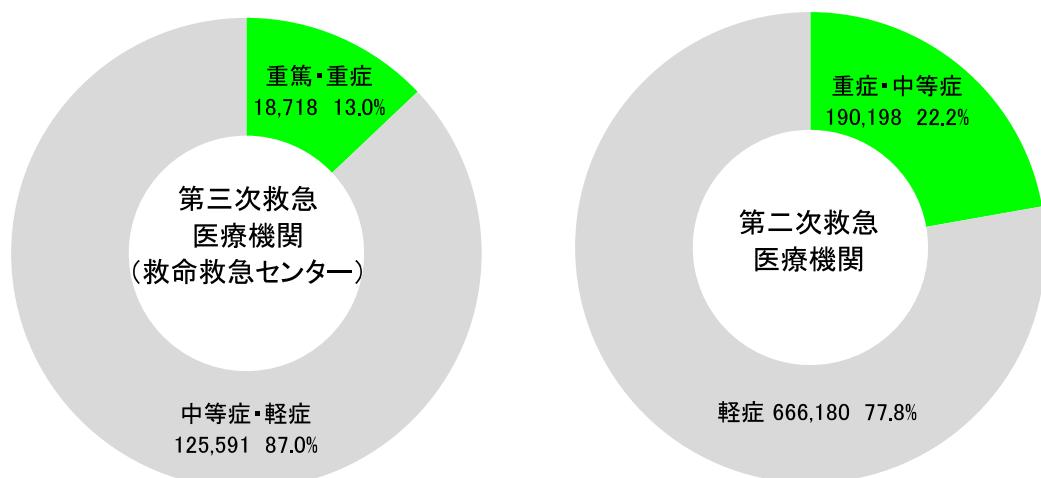
- 子育てボランティアやこんにちは赤ちゃん訪問員等、地域で子育てを見守る子育て支援者に対して、子どもの事故防止に関する知識の普及に努めます。
- 子育てサロン等の支援活動の中での事故防止、子どもの事故を未然に防ぐ地域環境づくりに関する意識の向上、子育ての知恵を子育て家庭へ伝承できる地域づくりに向けた一助となるよう、子育て支援者への普及啓発を進めます。

(2) 医療の適正な利用

【現状・課題】

- 市内の医療機関は、規模や専門性などによって役割を分担し、市民に対して医療を提供しています（29ページ）。
- 特に、救急医療を担う医療機関については、初期救急医療機関は、市民が急に体調を崩したときなどの軽症の診療を担います（75ページ）。
- 入院医療を担う第二次救急医療機関は、救急車で運ばれるなど、中等症や重症の市民の診療を担います（76ページ）。
- 第三次救急医療機関（救命救急センターなど）は、生命の危機に陥った重篤な患者の救命を担います（77ページ）。
- 第二次救急医療機関や第三次救急医療機関に数多くの軽症の患者が受診するなどした場合、混雑などにより救急医療機能が十分に発揮されず、救急車による搬送を必要とする重症な患者が、迅速に医療機関で治療を受けることができないなどの事態が発生します（図4－14）。

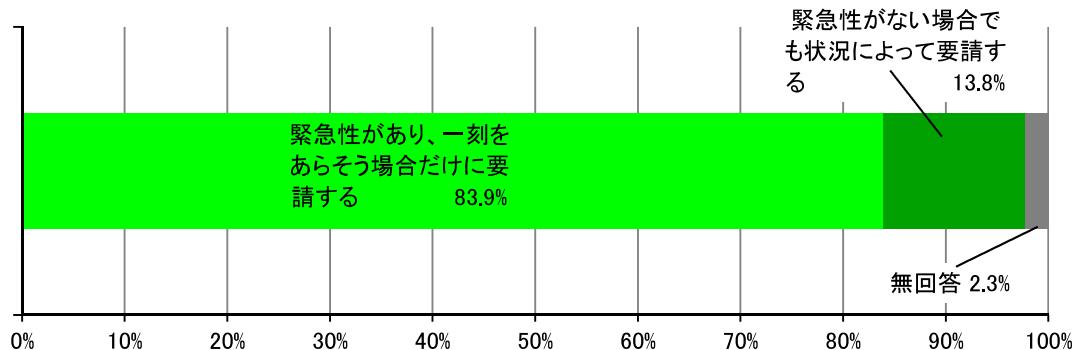
(図4-14)平成21年度における神奈川県内医療機関の患者受入れ状況(人)



「神奈川県地域医療再生計画(平成23年11月)」による。

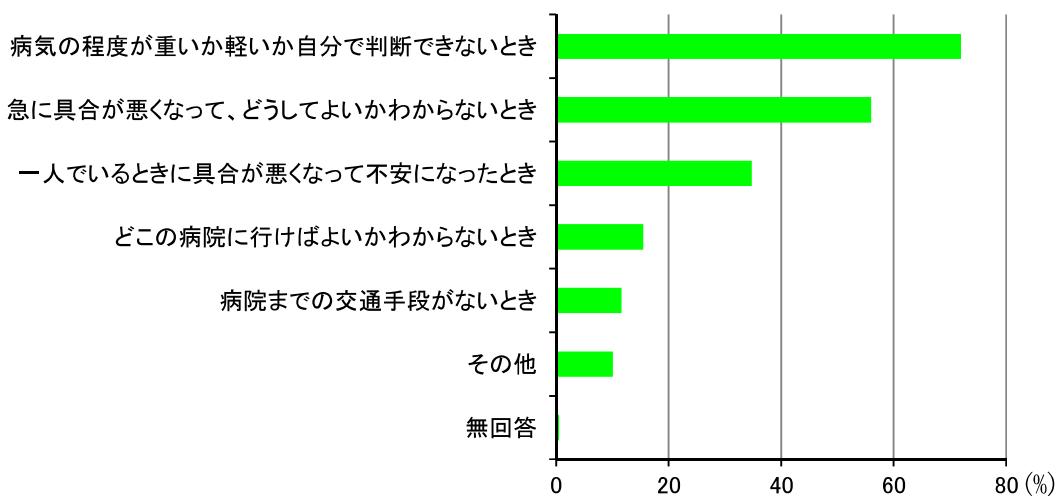
- かわさき市民アンケートでは、救急車は緊急性があり、一刻をあらそう場合だけに要請するとの回答は83.9%あります(図4-15)。
- しかしながら、緊急性がない場合でも状況によって要請する、との回答が13.8%あります。このような患者についても、原則として第二次救急医療機関である救急告示医療機関が受け入れることとなります。
- 緊急性がない場合に救急車を利用する理由として、病気の程度が重いか軽いか自分で判断できないとき、急に具合が悪くなつて、どうしてよいかわからないときなどの比率が高くなっています(図4-16)。

(図4-15)救急車要請における緊急性についての意識状況



「平成22年度かわさき市民アンケート報告書」による。

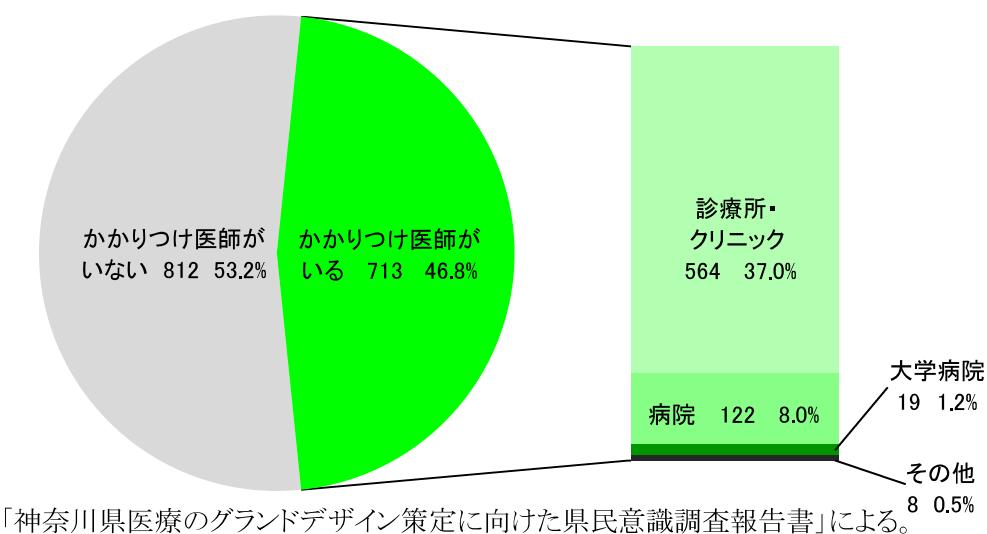
(図4-16)緊急性がない場合に救急車を利用する理由(複数回答可)



「平成22年度かわさき市民アンケート報告書」による。

- かかりつけ医師等は、地域住民に密着した初期医療や健康相談などのプライマリ・ケアを担い、地域医療の中心となります（30ページ）、県の調査では、県民の53.2%がかかりつけ医師がない、と回答しています（図4-17）。

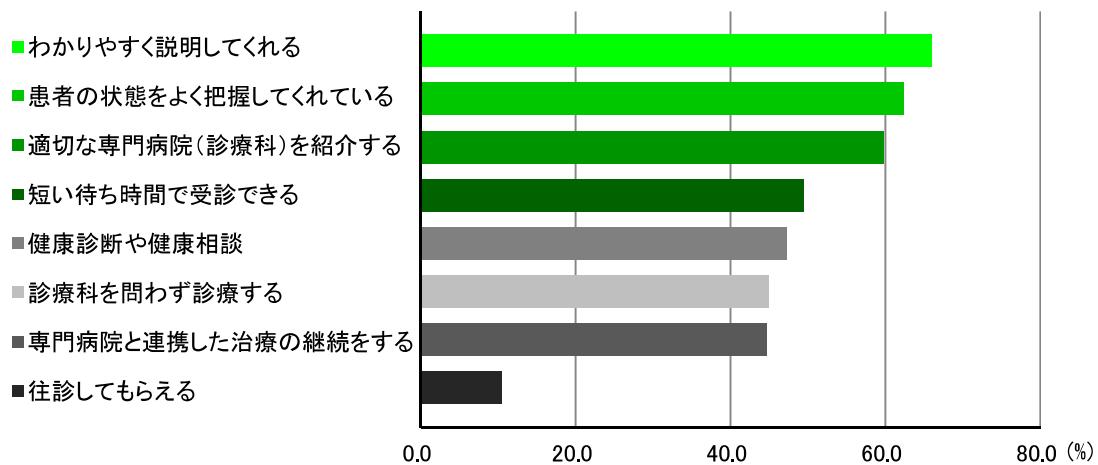
(図4-17)県民のかかりつけ医の有無・かかりつけ医である医療機関(人)



- かかりつけ医師等は、市民ひとりひとりの健康状態や持病などを熟知しており、市民が体調を崩したときの治療だけではなく、日頃から気軽に相談し、健康管理のための検査や、子どもが急病となったときの応急手当などについて

て、わかりやすく説明を受けておくことができます（図4-18）。

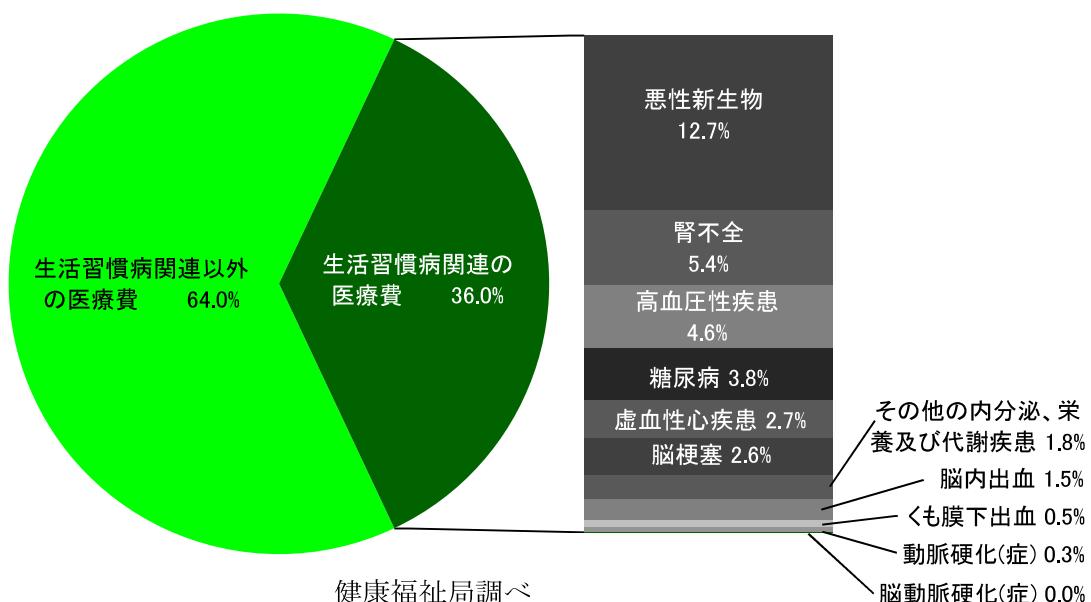
（図4-18）県民がかかりつけ医に求める機能（複数回答可）



「神奈川県医療のグランドデザイン策定に向けた県民意識調査報告書」による。

- また、本市の国民健康保険によると、平成23年度における加入者一人あたりの年間の医療費は約283,000円となっています。さらに、国民健康保険における医療費のうち、36.0%は生活習慣病関連のものであり（図4-19）、重症化して入院などが必要になると、本人や家族の心身の負担なども大きくなります。このため、健康診断の励行など、日頃からの健康管理はもとより、異常があった場合には、すぐにかかりつけ医師等に相談し、早めの治療を受けることが重要です。

（図4-19）本市の国民健康保険における医療費の内訳（平成23年5月請求分）



【施策の方向】

- 市民が医療機関の役割について理解を進め、上手に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができます。特に、救急医療は、夜間や休日における受診の利便性を図るためのサービスではありません。このため、今後とも市民に対して、各種リーフレットの配布や保健福祉センターにおける健康診断の機会を利用し、かかりつけ医師等を持つなど、医療機関の適正な利用を呼びかけます。
- また、かかりつけ医師等を検索する機能を持つ本市のインターネットサイト「かわさきのお医者さん」を運営します（122ページ）。
- かかりつけ医師等の休診時間における初期救急医療に応需するため、医療機関を案内する「川崎市救急医療情報センター」や「かわさきのお医者さん」とともに、休日急患診療所や小児急病センターを運営します（75ページ）。休日急患診療所は、新型インフルエンザが流行した場合などの災害時医療にも対応する機能を持ちます。
- 本市では人口の増加や核家族化が進行しており、転入などによって新たに地域住民となった家庭や、子どもの健康などについて相談できる家族が近隣にいない両親、また、高齢者のいる世帯が増加しています。「川崎市救急医療情報センター」や「かわさきのお医者さん」などの利用について、「かわさき生活ガイド」に引き続き掲載するなど、市民の理解と活用を推進します。
- リーフレット「『急な病気、けが』その時に」は、医療機関を探す手段や、救急車を呼ぶ必要がある症状について総合的に解説しています。現在、区役所の窓口などで配布していますが、インターネットでの配信など、より多くの市民への普及を進めます（図4－20）。
- 救急車の不要不急な利用は、救急隊及び救急医療機関に過分な負担をかけることになり、ひいては、真に救急対応が必要な患者に対する救急医療に支障をきたすことがあるため、救急車の適正な利用方法などの普及啓発媒体を利用し、市民の理解を求めていきます。

(図4-20)市民や家族が急病となった場合の対応のイメージ

